

【所有権解除とは】

お車をご購入時に弊社ローン(トヨタファイナンス)をご利用頂いたお客様は、お支払い終了まで車検証上の所有者が

- 「ネットトヨタ東都株式会社」
 - 「トヨタオート東都株式会社」
 - 「トヨタビスタ北千葉株式会社」
- となります。

お支払い終了後(早期完済含む)は、所有者がお客様となりますので車検証の所有者欄を変更させていただきます。この変更を所有権解除と言います。

所有権解除をされていない場合、お引越しの住所変更・ナンバー変更または売却時に弊社書類をおとりつけ頂く事になるためスムーズなお手続きが出来ない事がございます。弊社でお車をご購入頂き所有権解除をご希望のお客様は、ネットトヨタ東都株式会社所有権解除担当者宛までお問合せください。

弊社で所有権解除書類を発行出来る会社名(車検証上の所有車名)は下記の通りです

ネットトヨタ東都株式会社
トヨタオート東都株式会社
トヨタビスタ北千葉株式会社

所有権解除書類発行の受付方法と必要な書類

- 受付方法 郵送もしくは来店のどちらかになります

来店場所はネットトヨタ東都本社(東京都葛飾区東立石1-4-4)になります

- 所有権解除書類発行をご依頼の際は、以下の書類をご用意ください

1. 基本書類(必須)

- 車検証上の使用者の印鑑証明(3ヶ月以内のもの)
- 車検所上の使用者の委任状(軽自動車の場合は申請書になります)
- 車検証のコピー
- 本年度分の自動車税納税証明書のコピー
- 所有権解除承諾書(クレジット会社の承諾が必要です)
- 返信用封筒(レターパックのみ)

- 2. 転居やご結婚、相続などで「自動車検査証」と「印鑑証明書」の内容に相違がある場合、上記書類に加え以下の書類が必要となります

- ご住所に変更がある場合

(個人契約の場合)

- 住民票・戸籍の附票等

(法人契約の場合)

- 商業登記簿謄本

- お名前・商号に変更がある場合

(個人契約の場合)

- 改製原戸籍・戸籍個人事項証明書 改製日の記載がある場合は両方必要となります

(法人契約の場合)

- 商業登記簿謄本

- 住民票・附票で住所がつかない場合

- 誓約書(陸運支局提出用)

- 相続により名義変更をする場合

- 遺産分割協議書

(未成年者が含まれる場合は、特別代理人の選任・署名・捺印・印鑑証明証が必要です)

- 使用者の方の除籍、使用者の方と相続権のある方全ての関係が確認とれる謄本

(戸籍全部事項証明書、改製原戸籍)

- 相続人の委任状・印鑑証明

※ご不明な点は別途、お問合せください

※マイナンバーが記載されている公的書類は使えませんので御注意ください

※不足・不備がある時は、書類の発行は致しかねます

※ご送付頂いた書類の返却は致しかねます

ご用意いただいた書類を下記宛先へお送りください

書類をご送付される場合は郵送事故防止のため「レターパック」又は「簡易書留」にてお送りください

送付先 〒124 - 0013東京都葛飾区東立石1 - 4 - 4

ネットトヨタ東都株式会社 所有権解除担当 宛

返信用封筒を同封されていない場合は、信書便着払い(佐川急便)にて返送させていただきますのでご了承ください

残債の確認先について

- 残債確認につきましてはお客様がご契約のクレジット会社にご確認ください

クレジット会社が、ご不明な時は事前に弊社迄お問合せください

- ◆ トヨタファイナンス様をご利用の場合

<お問い合わせ先>

TEL 03 - 5617 - 2511

ガイダンスが流れましたら【※※22】を押してください

受付時間 9:00~17:30 年中無休(年末年始を除く)

※電話番号はお間違えのないようおかけください

※ご契約内容やお問い合わせ内容によっては担当窓口が異なる場合がございます

お問い合わせ・ご来社の連絡先

TEL 03 - 5698 - 1010 / 所有権解除担当者宛

受付日 火曜日 ~ 土曜日

受付時間 午前10時 ~ 午前11時30分 / 午後 13時 ~ 午後17時30分

所有権解除登録書類の発行についてのお願い

1月~3月はご依頼件数が増加する為、多少お時間がかかる事がございます。

余裕をもったご送付をお願い致します。